

北薩収益力アップ事業「特産品PR冊子制作」業務委託仕様書

1. 業務委託の名称

北薩収益力アップ事業「特産品PR冊子制作」業務委託

2. 履行期限

契約締結日～令和4年3月11日（金）

3. 契約金額の上限額

930千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4. 業務目的

北薩地域振興局管内（阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町。以下「北薩地域」という。）の特産品等をPRする冊子を作成し，管内外の人々にPRすることで，新型コロナウイルス感染症の影響で需要が低迷している北薩地域の特産品・農林水産物等の需要拡大・知名度向上を図り，消費拡大・北薩地域の活性化に繋げる。

5. 委託業務の内容

「特産品PR冊子（仮称）」の企画立案から，素材収集，取材，データ作成，印刷製本等の冊子制作に必要な作業一式および納品まで行う。

(1) ページ構成

ア 表紙（P1）

ひと目で鹿児島県の北薩地域であることが解るようなデザインにすること。

思わず手に取ってみたいくなるような冊子とするため，デザイン等を工夫すること。

イ 本文（P2～P15）

記載内容は下記のとおりとする。

(ア) 北薩地域の基本情報・紹介・目次等（イントロダクション）（P2～P3）

(イ) 北薩地域を代表する特産品・農林水産物（a～eごとに各1点）の紹介
各1頁（P4～P8）

a 畜産物，畜産加工品

b 水産物，水産加工品

c 野菜

d 果物

e 伝統工芸品または菓子

目を引く大きめの写真を使用する等，視覚的に興味を持たせる内容とすること。

各コンテンツで複数の市町を紹介可。但し，掲載する市町に偏りがでないようにする。

(ウ) お土産，特産品等の情報（P9～P11）

写真を多用する等，内容の充実を図り，知名度向上及び購買意欲を促進する工夫をすること。

掲載品の取扱店，お取寄せ情報等を容易に取得できるようQRコードや，各種

SNSアカウントを掲載する等の工夫をすること。

(イ) 物産館等の情報（P12～P13）

掲載施設等の情報を容易に取得できるようQRコードや、各種SNSアカウントを掲載する等の工夫をすること。

(オ) 地図・問合せ先一覧（P14～P15）

地図には掲載施設を含め、北薩地域管内5市町が分かるようにする。

ウ 裏表紙（P16）

(2) 仕様、部数等

サイズ：A5（縦）

ページ数：16ページ（表紙含）

仕様：フルカラー、冊子タイプ

紙質：マットコート紙

部数：3,000部

(3) 納品物

ア 特産品PR冊子 3,000部

イ デジタルブックデータ一式。

サーバーにアップロードすれば閲覧可能な状態のもの。

(ア) 画質：高画質

(イ) 電子ブックのデザイン：制作した実物の冊子に準ずる。

(ウ) PDF表示ボタン：設置

(エ) キーワード検索：設置

(オ) 使い方ヒント：設置

(カ) その他：画質・文字の視認性に考慮し、データサイズにも配慮すること。

ウ CD-R等に版下データ（元データ）及びPDFデータ、デジタルブックデータを収納したもの各2枚（マスター1枚、予備1枚）

(4) 納品場所

鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課地域振興係

〒895-8501

鹿児島県薩摩川内市神田町1番22号

(5) その他

ア 校正については、発注者の指示に従うものとし、納品までに3回以上行う。

イ 受託者は企画・デザインに必要な素材の入手（権利処理等を含む）、必要な各種手続き、データ加工・合成作業、校正等、一切の作業を行う。

ウ ページの内容や割り付けについては、変更になる場合もある。

エ 内容に関するデザイン、レイアウトについては、より魅力的なものへ変更することも可能であるが、その場合は受託者が提案し、委託者と協議の上作成する。

6. 著作権等の権利の取り扱い

(1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵すものでないこと。

(2) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととする。

- (3) 本業務委託に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む）その他の権利は、全て北薩地域振興局に帰属する。
- (4) 北薩地域振興局は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (5) 北薩地域振興局は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、北薩地域振興局が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了解するものとし、使用料がかからないこととする。
- (6) 上記6(5)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

7. その他

留意事項

- (1) 本事業の成果は、北薩地域振興局に帰属する。
- (2) 本業務の実施に当たっては、北薩地域振興局及び管内3市2町と十分協議して進めるものとする。
- (3) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、北薩地域振興局と受託者と協議し、業務を進めるものとする。